

第2回 石狩市民図書館協議会議事録

平成19年12月20日(木)午後3時~

市民図書館研修室1

出席者	石狩市民図書館協議会	会長	塚本	重見
		副会長	矢野	誠
		委員	駒井	秀子
			西	陽子
			柴村	紀代

佐野 彦夫

傍聴者 1名

石狩市民図書館	館長	飯尾	徹
	副館長	丹羽	秀人
	事業奉仕担当主査	五東	秀一
	事業奉仕担当主任	西山	隆之

事業奉仕担当主任 寺尾 陽助

<会議次第>

- 1 会長挨拶
- 2 議事
 - (1) 石狩市民図書館花川北分館の廃止について(諮問)
- 3 報告
 - (1) 平成19年度事業実施状況について
 - (2) 蔵書点検の結果について
- 4 その他

会長：それでは時間になりましたので、ただいまより、平成19年度第2回石狩市民図書館協議会を開催したいと思います。

早いもので、今年も残すところわずかとなりました、各委員さんに置かれましては大変ご多忙の毎日をご過ごしているんじゃないかな、とそう思います。少し、社会のほうに目を向けて見ますと、社会が大きく変化してきているな、というそういう実感をこのごろします。たとえばガソリンですとか、石油等の高騰による私たちの生活に直接打撃を与える内容のものだったり、あるいは環境問題の、CO2の排出による温暖化防止のための私たちの自助努力です。あるいははたまた、2011年でしたか、地上デジタル放送が開始されるということで、現在使っているアナログテレビ関係も、かなり使用の規制がされるというこのような時代背景です。国の財政改革のほうですね、地方も、石狩市におきましても、当然行財政改革の見直しがされているところでありますが、本日の議事にもありますが、石狩市の財政の見直しということで、審議会の方に諮問されている内容もあります。今日は協議のご意見をいただきながら、円滑に協議会を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ1日よろしくをお願いします。

それでは、座って議事のほうを進めさせていただきたいと思います。会議次第に沿って進めたいと思いますが、議事に入る前に館長から諮問書の提出があります。

館長：石狩市民図書館協議会会長塚本重見様、石狩市民図書館館長飯尾徹、石狩市民図書館花川北分館の廃止について（諮問）、下記の案件について図書館法第14条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。記 石狩市民図書館花川北分館の廃止について。よろしくご審議の程よろしくお願い致します。

会長：それでは、議事に入ります。（1）石狩市民図書館花川北分館の廃止について（諮問）について、おはかりいたします。事務局をお願いします。

館長：ただいま、諮問させていただきましたが、私のほうから諮問に対してご説明をさせていただきたいと思います。市民図書館花川北分館につきましては、本年4月からスタートいたしました財政再建計画事務事業見直しにおける、公共施設統廃合検討によりまして本館と近距離にあります当施設を廃止しようとするものでございます。なお廃止時期につきましては、3月定例会市議会に条例改正の提案を予定しており、その後の市民周知期間を考慮いたしまして、平成20年6月末をもって廃止を予定しているものでございます。花川北分館廃止に対しこれまで、当図書館協議会からの意見具申や、市民図書館分館を続ける会からの要望などをいただいたところでございます。しかしながら厳しい財政状況の中、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するために、市民行政の役割の見直しなど、徹底した行政改革が求められていることを考えますと廃止との結論を変えることは難しいと考えておりますが、要望など多くの方々から、存続に向けたご意見を頂戴したところで

ございます。このようなことから、市といたしましては、市民力を生かした中でなんとか機能を存続できないか始終検討してきたところでございます。その結果、市民力を生かし市も協働し、新しい運営モデルを確立する中で可能な限り北分館と同レベルの機能を存続していきたいと考えまして、これまで関係市民の方などと、市としてはどのような支援が可能であるのか、今とどのような変化が生じるのか、検証と話し合いを行ってきたところでございます。なんとか自主的な運営に市が協働いたしまして、存続できる方向が出されたところでございます。今後、この新しい運営モデルで存続していくための具体的なとりすすめを行うことといたしております。いずれにいたしましても、北分館を廃止し、廃止後につきましては、市民との協働により北分館と同レベルの機能を存続してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

会長：ただ今が事務局からの説明です。これから、それぞれただ今説明あった内容につきまして、最初にご質問、受けたいという風に思います。各委員のご質問よろしくお願ひします。

駒井委員：まず、花川市民図書館の分館としてっていうのは、6月末で廃止っていうことですね。その後、市民と協働で実際的には変わらないようなサービスを続けていくめどが付いたということをおっしゃったように受けましたけどいいですか。ということは、その後、協働でやることによって、予算がよほど削減されるという見通しなんですか。

館長：現在、北分館での予算的な部分といいますか、今回の事務事業見直しの中で、削減額としては人件費の約360万程度というふうに考えております。この分館を廃止することによって、その分がかからなくなると。今後市民との協働でやった場合に、図書館側としては今あるオンラインを切ることになりまして、その分は北分館の図書室の本を管理するシステムを構築しなければならないと、その分について80万弱ほど費用がかかるということで考えております。

会長：駒井委員、予算のほうよろしいですか。

駒井委員：ということは、市民との協働ということは、市民がもしそのサービスを実際に担ってくださるとしたら、その分は人件費は全くのボランティアということですか。

館長：中身はまだ、一応方向性は出ているんですけども、具体的にその詰めが終わっていない段階です。それで、自主的にその図書館だけやるということではなく、他の機能と合わせた形でやっていこうと今現在考えているところでございます。それでその辺については、具体的な部分で決まっていけないものですから、ここでお示しできる状況ではないという

ことで、その辺確定した段階で次の協議会の中でお示しできるのではないかなとは思っております。

駒井委員：一応、わかりました。

会長：よろしいですか。

矢野委員：矢野です。今、お話をかがうと、直営という方式は取らないけれども、今ある図書館の機能だけは存続させるというお話だったと思うんですけど、どのような機能が、継続されていくのか教えていただきたいと思います。

会長：事務局お願いいたします。

丹羽副館長：副館長の丹羽でございます。館長の方から、大枠をご説明いたしましたが、図書館のほうでは、市民協働の新しい図書館が出来た場合、どのような支援ができるか考えております。その中では、いま館長がお話ししたように、コンピュータが現在3台のパソコンが北分館に置かれていますが、そのまま使える風にしりたいと考えております。図書館システムとして、機能できるようにしたいと思っています。それから、本、あるいは備品がございますけども、必要な数だけそのまま使えるよう。これは貸出、全て貸し出しという形を取りますけど、そういう形で支援ができるんじゃないかと考えております。あるいはですね、新しい図書館で新刊なんかも入ってこないんじゃないかという不安もあると思いますけど、そういうものも随時、市民図書館の本館の方から提供できる、そういうシステムを取りたいなと思っています。そして、コンピュータを置くことで、インターネットで今ほとんどの検索ができるようになっていきますので、本館の本を北分館で、新しくできる図書館の方に行った利用者が、今までと同じように本を借りたりあるいは、本館の本を予約したり、取り寄せたり、その他の分館のものもそうですけど、全て取り寄せすることが可能かと思えます。そして返却のほうも、現在各分館を回っている便がございますし、あそこは通り道ですから、全く今と変わらず引き上げができるんじゃないかなと思っています。処理自体は本館の方でやりますから、現在と同じような貸し出しが可能かなと思っています。ただし、先ほど館長がお話ししたように、オンラインを結ばない、オフラインでのコンピュータネットワークということになりますので、同じカードを共有化することができません。市民図書館でそのシステムを提供いたしましても、その図書館の新しいカードをご利用いただく、そういう形になるかと思えます。ですから市民図書館と、新図書館と利用者の方は二枚カードを使い分けていただくということが、ご不便をかけるかなと思います。今、基本的にはそのような内容で図書館としては支援できるかという風に考えております。

会長：はい、ありがとうございます。機能存続は今までどおり可能と、ただし、カードの方は2枚使用になると言うご説明でした。その他、ご質問等ございませんか。

駒井委員：理解力が届かないと言うか、技術的なサービスは継続する方向で、でもまだ私どもに公表するような段階ではないとおっしゃっていて、でもお話しをうかがっていると、ある程度の話が進んでいるというような感じを受けますけれども。これはそもそも、石狩花川北分館を廃止にしたいというのは予算の問題ですよ。それがこの、市民と協働することによってその予算がゼロになるという風には考えにくいですけど。ゼロになるんですか。

館長：今、お示しできないという部分は議会との関係もあるものですから、今ここで具体的な部分をお話しできる状況でないということで、まずご理解いただきたいと思うんですけど。この図書館を自主的な運営をしていただくということだけではなくて、それに他の機能と合わせて、その図書館運営を自主的にやっていただくというような形を取ろうとしているんですね。その機能と合わせて自主事業という形をとってやってもらおうとしているのです。それから、図書館の運営自体には予算的なものを組まなくてもすすめていけるという判断をしているところでございます。議会提案の部分も含まれているものですから、ご理解いただきたいと思います。

駒井委員：他の機能というのは大体目処が、ある程度の展望があると。

館長：それも、展望があるということです。

駒井委員：協働してくれる市民と言うかボランティアしてくださるあてもあると。

館長：一応ですね、他の機能っていう部分が進んできた段階で、いろんな公募とかそういう部分も後々出てくるわけなんですけれども、まだ今の時点で、自主的運営をやる団体っていうのは決まってはいいないです。正式には、これから後になってというところですか。

会長：よろしいですか。

駒井委員：よろしいです。

西委員：同レベルの機能ということでしたけれども、図書の貸出サービスということ言いますと、開館日数とか時間っていうことはまだ手付かずの状態っていうふうにふまえてよろしいですか。

館長：先ほど申し上げましたが、他の機能と合わせた形で自主事業をやっていただくという形を取ろうとしていますので、公募でその受けていただいたところの考え方によって、時間が例えば若干短縮されるとか、開館時間が制限されるとか、そういうことはありえると言うふうには考えております。

議長：よろしいですか。

西委員：はい。

会長：私から一点よろしいでしょうか。他の機能の仮構想あたりは、まだお話しはできない内容なのですか。他の機能の中に組み入れるということですね。それをもって、予算が無くてもできるシフトを敷くと。こういう解釈ですよ。

館長：他の機能がどういうものかということにつきましては今後の条例も絡んでくる部分があります。それでその条例っていうのは3月になりますので、まだその辺が議会にオープンにされてない部分がございますので、この場ではちょっとそこらへんどういうものかというお話はできない段階だとしてご理解いただきたい。

会長：わかりました。その他ご質問ありませんか。なければご質問、さらにどうぞ。

佐野委員：この案を考えたときの、いくつか構想はあると思うんですが、それはどういう形のを行動方針で上げたかどうか。で、その利害得失というものをどういう風に分析されたかというのを、で、その結論になったかを教えていただきたいのですが。

会長：ご質問の内容・・・

佐野委員：わかりません。極端にいつくれば、このまま存続するという行動方針が一つございますと、あるいはそのいろんなことで拡大するという方針もあるかもしれません。それから、完全に廃止をするという案と、その中間なにか、あるのかどうか知りませんが、そういうその辺のことを今言われているのだと思いますが、そういうことの利害得失というものを考えて、っていうふうな思考過程を踏んでやっているなら教えていただきたいなと。

丹羽副館長：私からお答えします。昨年、市の財政再建計画の中で、いろんな項目が挙がった中で、予算を減額するということが花川北分館の廃止ということがテーブルの上に上がったわけです。今年の1月にそれが公になったときに、いろんな意見がございまして。

3月に行われた定例市議会で、教育長と市長の答弁で、このことに対する質問の答えとして市民力を結集して存続をはかるというお答えを申し上げました。その後、石狩市民図書館分館を続ける会という会が結成されまして、署名や要望書が提出されました。この協議会は意見具申がございました。そういう中でなんらかの形で花川北分館のあの地域における読書支援が必要だという認識を持ち、市民協働における分館機能の存続ということができるということが可能かということを検討してきまして、少し目処が見えてきたというところが現状でございます。

佐野委員：そうするとあまり、そういう利害得失行動方針の明確に異なるものをあげて、利害得失を検討してと。たとえば、経済的に廃止をする案と、それから今のような形、存続といったらあれだけど、市民の力云々という考え方と、経済的にどれくらい違うかとかいう面があると思うんですがね。

丹羽副館長：おそらく、市民のボランティアの力を借りることで人件費がかかる部分はかなり軽減されると思われれます。

佐野委員：ですから人件費にかかるという部分だけになってくる。そのほかにまだ、あそこの場所のどういう形での財産の運用になっているかわかりませんが、ただじゃないはずですよ。119平米は。ただじゃないはずですから、それから光熱水費とか、いろんな維持費の関係がある。そうするとそれがどれくらいの額になるのか、その辺のご検討はされているのかどうかということですね。

丹羽副館長：他の目的あの部屋が使われたとしても、光熱水費はそのままかかりますから、現状と同じだけかかるかなというふうに考えております。それとですね、今回の削減案は、人件費だけが対象でございますので、人件費が減ると言うことが削減と言うことになります。そういう意味では、その部分がある程度カバーができて、地域の方にサービスができるということで、そういう案が可能であれば、読書普及の場所として、なんらかの形で残れば我々としてはありがたいです。

佐野委員：なんか本当の意味での改革になってなくて、なんかその間の議会との、あの中でちょっと譲歩したぐらいの話で、しっかり行動方針を立てて分析をしたようには見えません。私にはそう思えません。

駒井委員：もう一つよろしいですか。さきほど市長さんが最初に市民力を結集してっておっしゃったって言って、それが今回のこういう結論と言うか一つの展望につながっているようなご説明だったと思うんですが、それではあの、北分館の廃止が私たちの耳に届いて

から今までの間に市民との、市民の方たちとの話し合いを何回かもってるわけでしょうか。

会長：とりあえず説明よろしいでしょうか。はい、どうぞ

館長：特に北分館の廃止について、広い意味での市民説明会とか、そういうふうなものは実際に開催はしていません。

駒井委員：広い意味とかじゃなく

館長：市民図書館の分館を続ける会のほうとはそれぞれご説明なりの機会はとっております、その中でいろいろ話し合いはさせていただいております。

駒井委員：その一方的な説明だけではなく、その双方向のやりとりといたしますか、

館長：当然ご意見を頂戴した中で、

駒井委員：何回くらいあったと

館長：ご説明はさせていただいております。回数でそれほど多くありませんが、3回くらいはやっておりますし、2月の15日に最初の説明会を行い、今の現況をご説明させていただいております。

西委員：はい、よろしいでしょうか。これに関係してなんですけど、私は協議会の委員でもあり、分館を続ける会の代表をしております。それで代表として教育委員会のほうと意見交換は3回程度させていただきました。それで私は協議会の委員として思いますのは、教育委員会にお願いしたいのは、本来協議会に先に打診すべき手順を踏むものを、もう廃館という風にして私たちの協議会のほうにおりてきたことには、私は強く異議を唱えたいと思います。それで、分館を続ける会のその署名を集めましたときに、現在一律に分館に予算をしているのを見直しをしてくださいということをお願いしました。そのことに関しては教育委員会のほうからは、正式なお返事はいただいております。協議会委員として分館を続ける会の代表として思いますのは、やはり全部の予算、分館にかかる予算の見直しをしていただいたら、人件費の350～360万を削らなくても、私は存続が可能だったと考えております。それは続ける会の代表としても、申し上げました。で、これから予算のことで行革の波というかそういう風な方向で、また、北分館以外の見直しがあるとは思いますが、図書館協議会がありますから、必ず今後大きな問題に関しては先に決めてしまわないで、協議会の方におろしていただきたいと、そのことを強く要望したいと思います。

います。

会長：事務局よろしいでしょうか。

館長：前々回から手順につきましては、協議会の方からご意見を頂戴しておりますので、今後こういうような状況があった場合含めてですね、早い時期に協議会のほうにおはかりするなり、ご意見いただくなり、というようなことはしていただきたいと思います。

会長：よろしいでしょうか。それで。

西委員：はい。

会長：質問からご意見の方にも入ってきているのですが、意見も含めてございましたら。

会長：はい、柴村委員。

柴村委員：私も、協議委員会委員として、この花川北分館の廃止についてっていうふうに議事で大きく出てしまっていて、これについてはやはり市民図書館として後退だと思ってるんですね。で、確かに石狩市の財政が厳しいかもしれませんが、非常勤職員二名のお給料の、350万ですか、それがその削減できるというだけで単に職員を削っただけにとどまらなくて一つの文化そのものの市民に対するサービスが全くできなくなるわけですから、これは図書館協議会としては、やはり賛成できない処置だと思うんですね。で、石狩の職員は非常勤職員がどれくらいいるかわかりませんが、カバーできる職員が二名どこかで減らされてもカバーできる職場と、二名の非常勤職員がいなくなっただけで、分館が存続しないわけですね。それはやっぱり、比重が違うと思うんですよ。これだけ大きな影響を持っているものを、市民力を結集してなどというその曖昧な言葉で誤魔化して、図書館行政そのものが後退することに、この諮問をしてくださいということですから、私ははっきりそれは石狩市の行政の後退だと言う風に思います。

会長：はい。次、ご意見です。前回の協議会でも色んな分野からですね、質問と意見が出ました。で、それに基づいてですね、一応協議会として、意見具申をしたいということで、前回は具申したところなんですね。その具申を受けて、皆さん方もご存知だと思いますけど、新聞等の記事で、今事務局のほうからご説明あったとおりになんですが、教育長も市の教育委員会も市長のほうも、支援策検討と言う、そういう努力を私たちの意見具申を受けてですね、さらに努力されているってことは認めたいと思います。がしかし、協議会として、今いろいろ意見が出ましたように、手続き上の問題ですとか、それからもう少し協議会の

意見を強く反映していくそのシフトですね。これのところをもう少し強化できなかったかなと、私自身もこれのところ反省しているところです。しかしながら、市の財政計画大変厳しいと言うことは、住民も行財政みなさんご存知だと思うんですね。これを受けてですね、こういうものを踏まえたうえで、協議会として諮問受けましたので、答申をしていかなければなりません。今までの流れのことについて戻ることなく、この諮問について協議会として、どのような答申をしていくかっていうそういう風な話し合いに、進めていきたいというふうに思います。そこで、ご意見はご意見としてうかがうんですが、協議会としてどのような答申をするか皆様方と意見交流をはかったうえで、最終的に答申案としてまとめていきたいとそういうふうに思っております。どうぞ駒井委員。

駒井委員：先ほど質問っておっしゃっていたので、質問をしたいのですが、関連して今回の12月の議会で、石狩の図書館、市民図書館が予算を食いすぎると。それで47%の昨年、削減しておきながらさらにこれは、ある議員の会議における一般質問なんですけれども、他市と比較して図書館費の妥当性についてということで発言した議員がいらっしゃって、もしかかりすぎている費用を削減するには、カードの有料化、それから石狩市民以外の人は締め出す、それから三つほど出しまして、それを実施しましたら、さらに何千万かの予算が削減できるのではないかというような、それからその冊数を制限する。そういう三つの、私たちが、駒井個人としましては、石狩の図書館を準備する段階からこの図書館の開館を楽しみに待っていた一人としては、今あげた三つと言うのは、私たちの図書館の使いやすさと誇りにつながるものであって、かつて石狩の住民になった三十年前に、図書館がなくて札幌の図書館のお世話になった時期があります。で、そういうことなど考えますと、この三つのご意見を出した議員に対しては、市の返答も図書館の回答も、非常に説得力のあるもので、結局この方のご意見が主流をなすことはなかったというような感じではあるんです。けれどもやっぱり、金が足りない、市の予算が足りないということになりますと、まず図書館の予算が一律10%20%削減、時に47%も削減される。そういうようなことが現実起きていますから、例えばこういうことが議会に出たときに、やっぱり図書館協議会としてもそのことは情報としてキャッチして、協議会にこういうような意見も出ている情勢だから、協議会として、この市民図書館を応援するには、どういうことができるかっていうふうなことを考えさせられてしまったんですね。今回の花川北分館の、実質的な存続ができるからいいじゃないかというふうな感じっていうのはどうもあると思うんですけども、でも柴村委員や、西委員がおっしゃったように、私もこれが廃止という決定の前に私たちの協議会で、どうしたものだろうという話しができればいいということがありますから、今、議会で出た、こういう一般質問の中身についても、図書館がそのような対象としてすぐ予算を削られる対象となりがちな傾向もあるような感じがして不安なんですよね。そこのところを意見ということになりますと、だからすんなりと答申の内容を協議会としては認めがたいというような思いで私たちは回答をだしたいというのが

私の意見です。

会長：では付帯意見として答申の中に盛り込んでいくという、そういう押さえでよろしいでしょうか。

駒井委員：そういう形っていうものが、私よくわからないんですね。そのどういうふうな形を出していけば、こういう思いが通じるのか、もしみなさん各委員の方たちと、同じような意見として合流できて、委員会として出せるものなら、そういう方向で市に申し上げたいというふうに思います。

矢野委員：いまお話し合ったように、前の3月の時点で、3月1日付けで、この協議会としてこの具申をしたわけですよ。で、その文書の一番最後のところに、全ての市民に図書館サービスが行き渡る体制の整備や、各種施設等が今後とも推進されることを望みますという記述で文を結んでいるわけですが、今回その石狩市の財政再建計画の一環としてという全市的な格好で、こういう提案がされている以上は、非常に、これは私の意見ですけれども、消極的な、なんというか消極的な形ではありますけれどもこれは認めざるを得ないのかなと。ただ先ほどの、具申と言う形を出したことを考えていけば、今、会長がちょっと言われたように付帯意見と言う形で、なんらかの形で今提案ある機能を、今後とも安定的に提供して、市民サービスについて、図書館的な市民サービスについて極力そのレベルを下げないように、努力して欲しいというような意見を、付帯と言う格好でつけて、それを元に石狩市として努力していただくと。あるいは今の段階ではまだ、公にはできないけれども、今後その施設をうまく活用して云々という、あるいはどういう運営形態になるかということ、そこのところを検討する際に十分にこの協議会の付帯意見を尊重して、それでやっていただくとどうかかと、ちょっとあの複雑なところなんですけれども、私的にはそう思っております。

柴村委員：私たちは図書館協議委員会の委員として、直接市民の方達が、図書館のことについて意見のいえないことを代弁して、言う役割を持っていると思うんですね。市の財政再建計画に入ってしまったから、それはいたし方ありませんと言うことを、我々が言う必要はないと思うんですね。図書館と言うのは市民の自立の砦でありますから、なんでしたっけ、市長が、市民力を結集してって言いますが、要するにボランティアですよ。そのボランティアで図書業務をやることと、きちんと非常勤職員が司書資格を持っている2名が仕事をすることとは、やはり図書館のきちんとした職員司書がいることが、十分なサービスができるわけですから、そこの図書館を廃止してしまって、いくらボランティアを入れても図書館行政の後退であるということは、協議会として私ははっきり言うべきだと思います。

会長：こういうご意見なんです、その水準の維持ですね、図書館業務のサービスその他も含めて、その水準の維持について、ちょっと事務局のほうで見解がありましたら述べていただきたいんですが。

丹羽副館長：柴村委員からもご意見ございましたけど、確かに私も司書として、長年図書館サービスに携わっていて、柴村委員のおっしゃることは本当によくわかります。そしてこの中で、市の一機関としての図書館として非常に財政状況が厳しい中で図書館が何ができるだろうかということはこの一年私もずっと考えて参りまして、そして、市長教育長の市民力の結集という言葉は、市の一つの方針としてされているだろうと思います。これは図書館だけじゃなくて、いろんなところで当市の方ではこのようなことを言っております。そしてその中で、花川北地区は確かに1.1キロというだいたい1キロ強程度の距離でございますので、本来でしたら花川北分館というのは石狩市全体のサービス網からいくと、違った形であるのが本当は望ましいのだろうなと思っております。さらに、そういう形が将来的にはですね、市の財政が好転した暁にはですねそういう分館っていうのは必要ではないかなというふうには個人的には考えております。しかし現況の中で、今回の予算においても本当に予算を組むのが難しいと言う状況の中で、北分館の廃止は苦渋の選択でございますけど、その中でなんとかこの地域の本館まで足延ばせない方に読書機会を残したいという。そういう意味で、色んな支援策というのを考えておりますので、そういう方々には図書館としては極力読書機会を諦めることはない状態を作りたいとそういう風に考えております。

会長：いかがでしょうか。どうぞ駒井委員

駒井委員：私も本当にあの、どこまでこのような状況が押されてくるのっていうふうなことがありますから、今ここで、仕方がないと思って受け入れることは賛成できません。本当にあの、昨年あのような形で、私どもが、議会の動きにもうちょっとその、日常的に関心を持っていればですね、今回のようにどういう発言をしたか、どういうふうな予算案が出ているのかって言うことがもう少し、こちら側からでも、もしかしたらつかめたかもしれないんですね。けれどもそれはもう、どなたもおっしゃってるように、図書館が、やっぱり私たち図書館協議会と言うものをどのような押さえ方をしているか。位置を。図書館が、図書館協議会の役目と言うのを、図書館がどのように考えてらっしゃるのかっていうこととつながると思うんですね。それをやっぱり私たちが、柴村委員もおっしゃったように、私も利用者に喜ばれるいい図書館を目指すことに少しでも私たちのこの図書館協議会が力になればいいというふうに思ってお引き受けしている部分もありますから、やっぱりこれ以上の図書館サービスの後退というものはこのままでは受け入れがたい。特に今のような状況では、はっきりとしたご説明ができない段階で、とにかくまあはっきりしたことは

言えないけれども、承認してくださいというふうな、そういうのは、私が自分のグループの団体のところでいつもこれがあれば報告をするんですが、なかなか報告しにくいです。ですから、分かった段階で私たちに協議できるゆとりがあればいいのですけれども、年に2回くらいですと、協議がタイムリーに合うようなことがないかもしれませんので、やっぱりこのまんまの状況では、OKという風には協議会としては出せないと思うんですよ。

会長：ただ今の駒井委員のご意見について事務局側何かご説明等ございますか。私から、情報開示という面においてはですね、私たち自身にも責任があると思います。民間に、議会の内容のことに私たちが知る。なおかつ事務局側のほうから適宜ですね協議会の方の先ほど駒井委員のほうから言われました、私たちの位置づけですか、私たちにどれだけの力が反映するのか、どういうふうな役割を担っているのかということを考えれば、当然やはり、事務局側のほうとしても、私たちに情報提供があってもよかったのではないかなと。そうすることによってもう少し、まだまだ豊かな、建設的な意見ですとか、内容が生まれて来るって言うことも可能だったかなとそんな風なことを、今、各委員の意見を聞きながら思っております。現段階では、なかなか承諾しづらい、承認しづらい、内容ではございますが、一応諮問を受けましたので、審議会としてはまとまった答申は最終的にはいたしたいとは思いますが、トータル的に今、だいたい意見は出尽くしたと思います。最終的に事務局側の方で、今、駒井委員からご質問ありました二点についてだけ、ご説明ありましたら、最後お願いしたいと思います。

館長：先ほど、冒頭の中でもお話をさせていただきましたけれども、他の機能とあわせた形での自主運営ということで、何かその中身が具体的な中身まで、この場でお話させていただければよろしいんですが、議会への条例提案等も含んだ部分がございまして、今日の時点では、詳しい状況説明までにはならないということで。次回の協議会の中では、その辺のお話をさせていただきたいと思いますが、まず他の機能ということで、なんとかご理解いただきたいというふうに考えております。もしこの説明会、駒井委員が説明される時にですね、もしあれであれば私どもが行ってですね、お話をさせていただければと思いますけれども。詳しい情報については次回にお話をさせていただくということで、なんとかご理解いただければと思います。

会長：今の事務局からの説明を受けてですね、協議会の立場としては、前回の協議会の私たちの協議会の意見具申が、結果的には、廃館にはなる方向性にはなるでしょうけども、図書館業務のシステムそのものの存続に向けた含みを持たせる姿勢を私たちの協議会が示している。それを受け取ってくれたというふうに、押さえてもよろしいですね。

館長：結構です。

会長：私たちの出した意見具申が、結果的にどういうふうな係わり合いを持つか分かりませんが、この具申が意味をなさなければ、先ほどから駒井委員、柴村委員が言っているように、私たちの協議会の委員としての、立場それから役割というものが、なんなのかというそういう問いに結びついてきますので、やはり市民の代表者としての皆様方の委員としての、意見としてのかなり重いと、重く受け止めてもらいたいなと、そんな風を感じるわけです。従ってそのようなことで、協議会の意見具申が今回の存続に向けて大きな影響を及ぼしたって言うふうにとらえてよろしいですね。

館長：冒頭にも申し上げましたけど、この協議会の意見具申というものが、今回のその市民力を使った存続ということになりましたけど、この協議会の意見具申が大きな部分として、市としても教育委員会としても、感じとらさせていただいているしいでございませう。

会長：はい。もう一点、先ほど付帯意見ということで私のほうから言わせていただいたんですが、付帯意見の場合には反対と言うそういう立場ではなくてですね、意味を解釈しますと、同時に併せ持つ、付いていくというそういう風な意見なんですね。したがって、賛成ではございませんが、同じような物の考え方をしながら、しつともやはり市民の意見、協議会の意見を十分反映させていっていただきたいなと。そのような内容のものを、最終的な協議会の答申として、私たちは提出したいなと思います。そんな風に、今みなさんからご意見いただいた内容を、まとめますとそうなるかなと。そこで、最終的に、この協議会として答申していかねばなりませんので、最終的な協議会としての、答申案をこの意見をどのように出していくか、みなさんの意見をちょっと頂きながら、まとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

西委員：先に質問よろしいでしょうか。流れとしては、次の3月の定例議会との間でどのように文書にしていく形だと思いませんか。その区切り方がまだよくわかりません。

会長：手続きですね。

西委員：はい。

会長：一定の手続きございますか。手順があったら教えてください。

西委員：いつまでにどのようにして協議会に出すのか教えてください。

館長：今回審議していただきまして、できれば年内でもいいですし、3月定例会に条例提案していきたいと考えておりますので、期間的には、1月末くらいまでには答申いただけ

れば、定例議会の方にも間に合うという形になりますが、できれば早ければ早いほどこちらの今後の準備、手続きをする上でありがたいと言うふうに思っております。

会長：それでは、続いてその付帯意見について、皆様方の委員のご意見を募りますので、ご発言をお願いします。

西委員：はい、よろしいでしょうか。

会長：どうぞ。

西委員：市民力を生かすということで、これは公的な図書館行政が担う図書サービスではなくなるということですが、大型の貸し出しをするということで、やはり本体は教育委員会が所管ということに変わりはないと私は思います。それで形は変わってしまっ、質も同レベルと言ってもかなり変わったものになるであろうと言う風に私は受け止めています。それでもなおかつやはり、教育委員会が、市民なり、市民力をやはりサポートしてもらわない限りは、市民力を発揮できない。そこのところの覚悟が、教育委員会は持っていないと、市民の力と言うのは素人ですから、そんなにたくさんのもを同機能と簡単におっしゃいますが、担えるとは私は思っておりませんので、教育委員会が、きっちり面倒を見ると言うか、支援するということは付帯意見の中に要望として入れていただきたいと思います。

会長：今のこの意見にご発言ありますか。

館長：先ほど申し上げていますが、市民と協働するという形を取りますのでできるだけ支援させていただきたいと思っております。

会長：市民丸投げということはございませんね

館長：はい。

会長：その他付帯意見でご要望ありましたら、お話しください。はい、柴村委員。

柴村委員：付帯意見になるのかどうか分からないんですけども、私、やっぱり納得がないんですね。単に大きな部署の、非常勤職員2名を削減するのと、この北分館の職員を2名削減しただけで分館そのものが廃止になってしまうことは、同列ではないと思うんですね。ですから、2名の人件費の削減が、直接分館の廃止につながってしまうようなこの

削減、まあ財政再建計画の削減の仕方が私はおかしいと思います。そういう風なのは付帯意見にならないんですか。

会長：いや、これも十分なります。これはご意見として入れますので。今のところのご意見として中に盛り込みます。あといかがでしょうか。

佐野委員：私はこの176号と資料の文面どおりで同意いたします。

会長：最終的にどういう文言を盛り込むかは、かなりちょっと文章を精査しなければなりません、副会長何かちょっとアドバイスをいただきながら、まとめていきたいと思いますが、いかがでしょう。

矢野委員：先ほど私申し上げたように、新しいことはないんですけども、私としてはあの、消極的な是認というか。ただしこういう条件ってことであの、各委員の先生方が言われたことを、文章として、現状のサービスを極力図るとかですね、そういうことは当然言葉として盛り付けてもらおうと思っていますけど。

駒井委員：いいですか。どうも私、よくわかってないのかもしれませんが、その北分館の人件費及び、なんでしたっけ、機械の分のお金、70万か80万、足して400万予算はどこへいくものですか。つまり、石狩市民図書館が1200万も減らされたその分を補ってくれるところへくるんですか。それともそれは全然別、市民図書館の削られた予算を補足するという形で戻ってくるわけじゃないんですか。

館長：今回の4月からスタートした、財政再建計画はですね、なぜやられたかということ、中期財政見通しの中で毎年度約10億円ほどの収支不足が生じると、それでこのまま18年度の状況で推移しますと22年度には赤字財政団体になってしまうという現実が見えてきました。それで19年度から、財政再建を行わなければならないということで、全ての事業をゼロから見直しを行ってきたところです。それで、5年間で、約60億の歳出削減をしなければ市として赤字債権団体に落ちっていくということで、全ての事業をゼロから見直しを行いまして、トータル約60億の歳出削減にいたったということです。ですから、財政再建計画、19年から、23年まで5年間の計画ですけど、これを全て実施していかなければならないという状況になっております。ですから、図書館の分で約1,300万円落ちる部分と言うのはどこかで、使われるわけではなくて、財政再建のための歳出削減額ということをご理解いただきたい。

駒井委員：1,200万円の分じゃなくて、この北分館の分もその中ですよ

館長：そうです。

駒井委員：この先も、石狩市民図書館の予算が回復するような見込みはないということですよ。

館長：一応5年間の再建計画が終われば図書費の1,000万削減は5年間ずっと続くということで計画はされております。ですからその中で、状況的に国の交付税の動きですとか色んな部分を見たときに状況的には若干の上積みもあるかもわかりませんが、ほとんど今の計画の中ではこのまま推移していくということで整理されています。

会長：大体意見が出尽くしたと思いますが、それではあの、なかなかちょっと言葉ではっきり申し上げるのは苦痛なんですけど、今回の協議会の中で、北分館のこの件につきましては廃止は消極的ではあるけどもやむをえないと、こういう風な結論を一応協議会としてまとめたかと考えています。やはり今それぞれ各委員さんが色んなご意見質問等もありました。ありましたので、

柴村委員：ちょっと待ってください。

会長：はい、どうぞ。

柴村委員：消極的ではあるがやむをえないと言うのは協議会の答申の答えなんですか。

会長：いえ答えではありません。今現在のみなさんの意見のまとめです。

柴村委員：まとめるとやむをえないと私たち、言いましたか。

会長：いや言いません。

柴村委員：言っていないと思うんですけど。私はやむをえないと思っていません。やっぱり協議会としては他のやり方があるんじゃないか、分館を続ける会や署名運動で、折角市民が存続を願ってきたことを単に人件費350万のために分館そのものを廃止、廃止が先にありきみたいな形が出ることに對して、私は一委員として消極的であってもやむをえないとは思っていないんですね。協議会としてはこれは、市民サービスの大きな低下につながる事として反対であると言えないんですか。

会長：いや、これはかまわないと思うんです。

柴村委員：では私は一委員として反対です。

駒井委員：さきほど私も反対だと言いましたけど、つまり会長さんがおっしゃったやむをえないは他の4人の方が反対とおっしゃらなかったからそういうご理解だと私は受け止めたんですけど。

会長：最終的にここで、賛否を問う場ではないと私は思っています。協議会は皆様方から広くご意見をいただいてですね、それを協議する場であって、議場ではないと私は考えております。したがって、最終的には私が責任を持ってこの答申案ですとかそれから付帯意見も最終的には私がまとめることになろうかと思いますが、こういう役職を私は担っております。しかしながら、皆様方のこの反対意見があるということは、事実まぎれも無いことですから、これは付帯意見としてしっかりそれは入れます。

柴村委員：待ってください。協議会としては、消極的であるけどもやむをえないと言うふうに答申して、しかし反対もあったというような書き方を私はして欲しくないですね。

会長：そうなるるとどのような表現方法がよろしいでしょうか。

柴村委員：私はですね協議会と言うものはさっきも言ったように、市民の意見を代弁して、図書館がよりよく市民サービスできるように我々は声を出していかなければいけないと思うんです。ですからさっきも言ったように、財政再建計画が大変厳しいと言うことはよくわかっていますが、でも他の方法はなかったのか、単に二名を削減するのであれば、別のところの二名の削減で吸収できなかったのか、あくまで図書館協議会の一員としては、北分館が廃止につながるような人員削減に反対ですっていうふうに私は言っていると思うんです。どうして私たちが市民を代表して協議会の委員をやっているのに、市側に賛成しなきゃいけないんですか。私は納得がいけないんです。

矢野委員：ちょっといいですか。

会長：どうぞ。

矢野委員：今の、柴村先生のお話を聞いていてちょっと思ったんですけど、あの市民の意見、代表者が要するに市の大きな運営と言うことについて協議をするのは、一番は議会だと思うんです。そうですね。その議会で、今こういう財政状況にあるから、五カ年計画の財政再生計画を立てると、ということは議会で決まっているんですね。でその中で、財政削減計画の一コマとして、例えば図書館があるよとか、何があるよ、かにかがあるよと

いう世界だと思うんですね。だから私たちはあくまでも石狩市民の代表としてこの協議会に参加しているのではなくて、図書館が要するに図書館の運営について重要な問題について諮問をするということで選ばれているのであって、市民からは選ばれてないと思うんですね。市民が選んでいるのは議会の議員さんたちであって、そこで大方針が議論されて決まったと。でその流れの中でね、あの図書館の問題について話し合っているのであって、やっぱり私はその今の財政状況とか図書館側の説明を聞けば、やむをえないかなと。つまり議会と言う、まさに選ばれた市民の代表者たちがそういう対応方針を決めたって言うことですからね。その方針に従って、それぞれの部署が何をできるのか、それでまあ図書館としてもいろいろ工夫をしていただいて、最初は本館と統合して完全廃止って確か前の協議会の時はお話しになっていたと思いますけど、その後この協議会の意見具申など踏まえて、それでまあ、できる限りのサービスを拠点として残すということで、いろいろ工夫されているというふうに私は見えるんですね。そういう意味では私は、消極、まあ万歳とは言いませんけど、消極的賛成、是認すると。ただし、そこにはさきほどから言っているような教育委員会としても丸投げするのではなくて、きちっと監視の目を持っていくんだよとか、その付帯意見の中に、今日ここであったような様々な議論をこういう議論がされましたと、その上で苦渋の選択としてこの結論にしましたと、それでやむをえないと僕は思いますね。

駒井委員：今のおっしゃっていることの中で、一点だけ、私はちょっと違うと思うんです。私の意見とは、確かに国会も議会も、市民から付託されて全権を任せられていると私たちは思いがちですが、その国会も市議会も議会も間違うことがあります。今までの歴史がそれを証明していますよね。だから市民の側から、一応それは決まったかもしれないけど、賛成です反対ですということを書いていいと思うんですね。だからそれは、原則だと思いますね。私たちはこういう民主主義の社会の中で、単に全員が参加できないから、付託してるんですから。で、決定を軽んじるわけではありませんけど、今回のこのことについて、私たちは後先になってしまって、十分に協議できませんでしたね。ですから、私たちが結果だけ知らされて、そしてしかも展望が明らかに十分説明されていないという中で、それはおっしゃるとおりどうぞという風にはいえないと思う。それは確かに全部の市民から付託されたわけではありませんけど、協議会の委員というのは背中に市民がいると思って参加しているというのは意識としては、必要だと思うんですね。ですから私たちが市の、決めたことに対して、反対してはいけないっていうことはないと思うんです。で、私はこれがどうしても石狩市の財政上の問題でやむをえないというのであれば、さっきから私の質問に答えていただけていませんけれども、それならボランティアになったらまるまるゼロですかっていうことには答えていらっしゃるじゃないですか。丸々ゼロで、ほんとの無料でねその今の北コミセンの100何平米かの全部市民にタダで運用してもらおうのでしょうか。そうは私は思えません。ですから、浮いた400万ながしの、予算がそのまんま浮くわ

けではないと言うことは、ちょっと考えればわかると思うんですね。で、あそこは市の施設ですから、公共の施設ですから、そこに市民が協働で入ったとしても、そこ月曜日だけあけますとか、そんな風なわけにはいかないかもしれない。だいたい図書業務と一緒に、どんな展望を持っているのかさえわからないですよ。できるだけ前と同じようなサービスをしたいとおっしゃるけれども、でもあの広さの中のどの部分が図書業務になって、どの部分が他のことに使われるのかと、そういう地図も、図式も私たちわかりませんよね。で、そんな段階で、どうぞ、市で決定したんだから、私たちはその決定に従いますと言う方が無責任じゃないでしょうか。ですから、私は市の行政が、どこまで逼迫しているか、財政がそれは十分にはわかりませんが、そんなに5年間で60億と言う大変な目標を立てているとすれば、翻って考えてみれば、今までどんな市政をしてきたんですかっていうような怒りが市民から出ると思うんですよ。でもとにかく、今は足りないから、それならそれで仕方が無い。けれどもなぜこんなに大幅に図書館なんですかっていうことはあるんですね。私たちのような小さな団体でさえ、2割くらい削減を覚悟してくださいと言われていました。図書館の削減は二割どころじゃなかったですよ。おまけに先ほど言ったような、市議会のほうからこういう発言が議員から出るということですよ。今回はもちろんそれが、大勢ではないですよ。ですけれど金をとにかく減らすためには、減らしやすいところから取っていくと言うような雰囲気を感じられることもあるものですから。やっぱりこの答申にたいして、基本的には万歳じゃないけど、まあ一応受けますというふうに図書館協議会が答えてしまうことには反対です。ですから会長さんが、そういうことを委任されたのが会長の役目だとおっしゃられましたけれども、私も会長をしたことがございますが、そういう風には理解しませんでした。やはり大勢の委員さんの中でもっとも多い意見の方向に沿って答申するというのが、私の会長としての認識でした。それはこの委員会の中ではやはり賛成ですという意見の方が多から会長さんもお取りになったのかなと私は思ったんですけども。

会長：わかりました。誤解を招くような発言をしたことはお詫び申し上げます。今、駒井委員の方から種々たくさんの内容質問等入って、まだ駒井委員さんも各委員さんもお理解しないまだちょっと不可思議でなんとも返答できないような内容もあったんですが、事務局側の方でご回答もしありましたら、出していただいた方がまとめやすいんですけども。

館長：他の機能と合わせてということで、図書館自体の運営予算として予算的に出てくる部分については先ほど申しあげましたシステムの構築に80万弱、他の機能を進めていく上でそこに予算は組み込まれるという形になりますので、その自主事業としてやられますから、まるっきりその図書館の自主事業の方の人件費的な運営に当たるお金と言いますか、そういう部分についてゼロというふうには言えないとは思いますが。ただ主体的な事業として市の他の機能が主体の事業でありまして、その自主事業ということで図書館運営

の方は主な事業ではないというようなことで、考えております。ですから市民団体とかそういうまちづくりの上で必要なそういう機能を持たせて、その自主事業として図書館運営もやってもらうという形で考えているんですけども。

会長：いかがですか。駒井委員。

駒井委員：いえ、なんとも。

会長：議論は最終的にきちっと尽くさないとだめだと私は思うんですね。ご指摘のとおりだと思えます。しかしながら協議会としてのね、委員会としてのやはり諮問を受けたわけですから、これに対しての責任ある答申は皆さん方の委員の頂いた意見を全部くんでですね最終的にはシンプルに、わかりやすく簡潔にした諮問、答申にしていきたいと思えますんですけども。委員さん独自でまだまだ疑問があったり、一致できないということは審議会として成り立ちませんのでもうちょっとお時間いただきながら、これのところ質問時間、意見交流をもう少しはかりたいと思いますので、少し時間を設けたいと思います。がしかしあの、質問する場合ですね、同じ文章の質問の中にですね、三つ四つ五つと質問内容が入ってきますと、非常に事務局側も回答しづらくなります。可能な限り、一つの文章の中に一質問と言う形でわかりやすくお互い具体的に理解していくと言う方法をとりたいと思います。完結明瞭な、ご質問ご意見を求めますので、このところご理解しながら、進めさせてください。よろしくお願ひします。でもう少し、今までの内容を前回の協議会の内容とずいぶん重複されていますけれども、もう少しこの辺のところお互い意見交流したいと思ひます。ご意見、それと質問等受けたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひします。

西委員：館長の方から自主事業と言う言葉が今出ましたけれども、そのことには私も異議を唱えたいと思ひます。自主事業で、素人のボランティアを多く使って、図書の貸し出しサービスをするにしても、自主事業ということを行行政の方が市民に対して、提示するんでしょうか。そういうのがちょっと納得いきません。教育委員会の管轄から離れるにしても、その団体なりグループなりにお願ひする筋であって、自主事業と言わなかったらそのボランティアはしなくていいのかということになりますから、答申をするときもやはりそれは市の直営ではないけれど、公的なサービスを担って欲しいという依頼があって初めて受ける市民が出てくると思ひますから、自主事業でやってくれと、80万の予算をつけるとそれはおかしいんじゃないでしょうか。

館長：ちょっと言葉足らずだったようですが、あくまでも冒頭申し上げましたとおり、市民の市民力を活用して市もそこに協働した中でやる事業ということで、理解いただきたい

と思います。

会長：西委員。今の意見よろしいですか。柴村委員どうぞ。

柴村委員：西委員と佐野委員にお聞きしたいんですが、さっきの答申のまとめ方に対して、私ははっきりと存続を望みたいと。それで存続を望みたいって、確か前回に話しが出たはずなんですよね。私は欠席をしておりましたが。それでその、市民の自立の砦である図書館をなんとか守っていきたくて、市民サービスを続けて欲しいと。しかし私たちがまあ、そういう答申をしても通らないとき初めて、その場合に、西委員が言ったような教育委員会もきちんとして欲しいとか、そういうことが出てくるんであって、最初から財政困難だから協議会としては存続は、廃止はやむをえないっていう風に行くのか、存続を望みたいが、廃止が決まってしまうと、やむを得ずこういうことを望みたいという風に言うのか、ちょっと意見をお聞かせください。

西委員：それは今、柴村さんがおっしゃったような後の方ですね。本来は行政が担うべきものだと私は今も思っています。

柴村委員：存続を望みたいと。

西委員：望みたいと思います。でもまあ代表として続ける会ですとずっとやってきて、やはりどこかで着地をしなくちゃいけないのかなっていう風に少し考えた方も、それから今まで私が図書館活動をやってきた長い年月と、考え方を変えざるを得ないと。それが妥協なのか、バランス感覚なのかちょっとわかりませんが、私はやはり地域の中で生活をしていてあの後どうなったのとしょっちゅう聞かれます。それでまだ模索していて、何もわからないと。形は変えるけれど残すと、どこまで歩み寄れるかはやはり双方でかなり軋轢があるのも事実でお金がないと言っている。どこまで市民力といっても発揮できるのか。それは今もまだ私の中で悩んでる部分はあります。他の機能といっても、行政の方は公に出してきませんから、自主事業と言われても私の中にもすごく戸惑いはあります。だから本来は反対です。本来は反対ですけども、しかしどうしても廃館ということで、ゼロになってしまうなら私はそこで歩み寄りをしたいと思います。活動の中でそのように押さえています。

会長：あといかがですか。

会長：さきほど私が言った発言でみなさんに波紋を呼んだようですけど、協議会としては存続を望む。それは一番最初の頭出しだと思います。がしかしで、次どういう文言を盛り

込んでいくかっていうふうに考えていきたいと思うんですが。

佐野委員：大勢では、ということですか。私は廃止に積極的同意をしています。額面どおりに、今のその変な姑息な手段を弄するんじゃなくて、完全な廃止というのこの前の協議会のときも私申し上げたと思います。私自身の個人的意見としてはそう思っています。存続を望むなっていうところの大勢で賛同、賛成しているわけではありません。

会長：廃止という。

佐野委員：はい。

会長：わかりました。その大きな背景にある、佐野委員が考える、廃止という背景にあるお考えをちょっと小出しでもいいですからちょっと。

佐野委員：いや、額面どおりで。これに書いてあるとおりで、もう近いところですから、もうあそこは全部廃止をして、それでその予算を有効に活用できればというのが前回の協議会のときからの私の意見でございます。

会長：あといかがですか。

佐野委員：ですから先ほどの大勢の意見を言われる、まとめられるときにそういう意見もあったよということは、汲み置きの上いただければと思いました。

会長：わかりました。廃止の意見もあるということで一つ押さえさせていただきたいと思えます。あと、存続を望むというこういう意見もございます。

佐野委員：はい。

柴村委員：ちょっと質問させてください。代替性が確保されているならということですね。本館において、北分館を廃止しても、本館において代替性が確保されているならという意見ですね。佐野さんのは。

佐野委員：そうです。本館で全部できるじゃないかと。分館の必要性は全くありませんということなんです。

会長：あといかがでしょうか。

佐野委員：私、文面どおり同意しますと言った方が。あくまでも本館で全部代替できるじゃないかと、ということです。

会長：いかがですか。よろしいですか。よろしければ、この今後の答申につきましては、石狩市民図書館花川北分館を廃止する、それから存続を望む。が、しかしその他もろもろ、ご意見がでましたので、本日この答申については提出するということではございませんでした。したがって、内容を精査して、今後この答申案の文言を私のほうで付帯意見、皆様方から頂きました付帯意見を十分つけて、参考にさせていただきまして、私が責任を持ってですね、答申の内容を作っていくたいとそうように考えていますが、ここで最終的に、皆様方の協議会の委員の皆様方が、一任ねがえるかそれが大きな問題になろうかと思えます。私のちょっとしたミス発言も誤解を招いたことを大変申し訳なく思っておりますが、一任願えるかこれをちょっとおはかりしたいと思っておりますので、よろしく願います。いかがでしょうか。

柴村委員：いつぐらいまで答申必要なんですか。

会長：時期的には、提出期間ございますか

館長：1月。最大長くて1月末くらいまでには出していただいて。

会長：1月末ですね。

西委員：一任、私はさせていただきますけども、あの具申書のときは会長の方に一任して、そのまま出てしまいました。今回は先に、各委員の方にたたき台の部分を提示していただけると日程的にちょっときついかもしれませんが、ありがたいかなというふうに思います。

会長：それはもちろんです。それによってはまた、臨時の、これは大事な答申になりますので慎重を期したいと思えます。これのところは慎重に慎重きしまして、副館長とも少しご相談してまとめてまいりたいというふうに思います。それでは私がとりまとめて答申するというので、ご了解いただけますか。なにかまた付け足しのご意見ございましたら。

柴村委員：見せていただくことになりますものね。

議長：はい、なります。そうしましたらちょっと、今時間的に何日というお約束はできませんけどみなさん全員に、おはかりいただいて全員のみなさんがたの承認を頂いた上で、

答申を出すとこのような確認でよろしいですか。

各委員：はい。

会長：大変、貴重なご意見、ご質問ありがとうございました。それでは次に報告の方に入ります。平成19年度事業実施状況について事務局、お願いします。

五東主査：私から図書館の事業実施状況についてご報告いたします。

報告する前に一部訂正をお願いいたします。1ページの主催事業の上映会（中ほど）の上から3番目主催NPO法人厚田・岩波映像資料センターえい・あい館につきましては、共催事業でございますので、訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

1ページをご覧ください。選書懇話会「図書館の本談義」を7月13日並びに10月11日の2回開催致しました。来年2月19日に第3回の開催も予定しております。

次に図書館講座でございますが、『菅原峻講演会～石狩の図書館の明日を開く』を始めと致しまして、図書館まつり関連事業として「図書館でもっと楽しくなる読書のススメ」、並びに「安藤千鶴子の世界～本の楽しさ、朗読の楽しみ」、また「荒井宏明講演会～雑誌の魅力、まちの魅力」まで、計4回を実施した所でございます。

特別展示といたしましては、『小松山博～自筆原稿展』と「札幌人の世界」の展示を開催致しました。次に本のテーマ特集を定例行事として行いました。

今年度で2年目となるブックスタートについて説明させていただきますが、石狩地区は月1回、りんくるにおきましては、今年度11月30日現在で、249名の赤ちゃんに絵本を手渡しながらかみ聞かせを行った所でございます。厚田区は2人、浜益区は3人に実施致しました。次に赤ちゃん絵本の部屋と、職員並びにボランティアの皆様方のご協力によるおはなし会を実施した所でございます。学級団体貸出につきましては、今年の参加校数は小学校10校、中学校2校となっております。総合学習受け入れについても学校の要望に応じて行っております。

次に学校図書室活性化事業として、本年度は紅南小学校をモデル校として実施した所があります。次に共催事業としてサイエンスプラザ石狩、NPO法人厚田・岩波映像資料センターえい・あい館上映会、並びに講座『絵本を楽しむ』を開催致しました。

2ページをご覧ください。図書館ボランティア及び関係団体についてでございます。ボランティアの皆様方を含めました、それぞれの関係団体の事業の概要を資料としてまとめさせていただいている所でございます。

続きまして3ページをご覧ください。これは、5月の子ども読書週間に行ったイベントを取りまとめたものでございます。

最後になりますが、4ページをご覧ください。第8回図書館まつり開催状況について報告いたします。開催期日は10月27日、28日の土曜日、日曜日の2日間となっております。

ます。事業実績は総入館者数4,239人、1日あたりの平均入館者数は2119人でございました。事業別参加者数は、27日人形劇団「ひよっこ」公演からクイズラリーまで合計519人。28日北大奇術研究会マジックショーからクイズラリーまで合計510人で、2日間の合計参加者数は1,029人でございました。その他のコーナーにつきましては、ご覧の通りでございますが、上から5番目のボランティアサークル布の絵本「にじ」の作品、「石狩布の地図」が、群馬県桐生市で開催された「第5回手づくり布の絵本全国コンクール」に応募したところ、「奨励賞」を受賞いたしました。現在閲覧室で展示をおこなっておりますので、ぜひご覧ください。以上です。

会長：はい。ありがとうございます。ただ今の報告についてご質問ありましたらどうぞ。

駒井委員：はい。訂正いいですか。もしよろしかったらお手元の直してください。2ページの関係団体活動のところですが、その石狩市文庫連絡会のところですが、あの、読み聞かせの講座っていうところですが、私どもは読み聞かせ講座といふうには言ってませんのでお話し出前といているんですが、だいたい3ヶ月残して今のところ残り60回です。それからトレーニング講座4回になっていますが、今年は5回でした。それから次の源氏物語を読む会ですが、毎月第一金曜日となっていますが、第1と3です。以上です。

会長：はい。訂正よろしいですか、事務局の方で。名前の、石狩市文庫連絡会の読み聞かせ講座、回数、それからトレーニング講座5回、源氏物語を読む会第1と第3ということで訂正お願いします。よろしいですか、何かありませんか。

館長：このような間違いをして申訳ありません。次回から間違いがないよう気をつけます。

駒井委員：お願いいたします。

会長：あとございますか。

柴村委員：ちょっとお聞きしたいことが。修理ボランティアの方が、

会長：何ページですか

柴村委員：2ページの、修理ボランティアの方が毎月、第二と第四水木といらっしゃるんですけど、何人くらいいらっしゃるんですか。

寺尾主任：今ですね、常時活動できているのは、3名の方ですね。

柴村委員：これの講習みたいなのがありますか。新たに今年は。

寺尾主任：修理ボランティアに関しては、平成18年にボランティアの養成講座を行いまして、その講座に参加された方、図書がメインなんですけど、その方がボランティアに(？

会長：よろしいですか。柴村委員。その他に。

西委員：1ページ目の一番最初の選書懇話会なんですけど、一回目が三名、二回目が1人ということになっています。なかなか広報しても浸透しづらいということもありますでしょうし、また少しテーマが前も発言いたしましたけど、専門的すぎるかなというふうには思っています。これは前の年度の、協議会の委員さんたちの合意の下に決めたことですし、石狩市としては画期的な取り組みだと思いますので、もう少しやはり呼びかけをして人数を増やす努力を審議会の方もアイデアを出して、行政の方ももう少し、呼び込みをしないと結局不発に終わってしまうのではないかと思います。

会長：他にご意見ございますか。

副館長：西委員のご質問にお答えします。私どもも、一回目の懇話会の時に、広報のタイミングが遅いんじゃないかとか指摘いただいて、二回目のときには3ヶ月前、今回の三回目ももう、インターネットのホームページで広報しておりますし、ポスター館内各所に張るようにしております。その他の努力もしていきたいと考えております。

会長：はい、よろしいですか。はい、柴村委員。

柴村委員：引き続きあの、3人と1人と少なかったんでしょうけど、どうでしょうか。専門家でしたかここに来ていただいて、専門的なアドバイスもいただけたんでしょうか。

副館長：日本史の場合は、専門的な方はいらっしゃらなかったと記憶しておりますけど、中国文学の場合は、中国文学に関心の深い方がいらっしゃいました。ただ非常に特殊な方で、中国文学のSFに興味を持ってらっしゃる方で、中国文学のSFの希望が数冊ありましたが、当館で全部持っておりました。

会長：よろしいですか。あとございますか。よろしいですか。続いて報告に移ります。蔵書点検の結果について事務局のほうからお願いします。

丹羽副館長：蔵書点検の結果を私のほうからご報告申し上げます。花川北分館、南分館、

八幡分館におきましては、8月31日で、実施をいたしました。本館及び、厚田、浜益分館におきましては、8月31日から7日まで、休館いたしまして、蔵書点検を行いました。この蔵書点検において、利用者、職員がコンピュータで検索したとき、データ上はあるはずの資料が実際には棚に無いということをご結果によって防いでおります。お手元の資料に19年度、蔵書点検の結果に昨年度と対照できる表にいたしました。数字を見ていきますと、本館においては19年度の不明件数は126冊であり、18年度より4冊増えましたが、対象となる総蔵書冊数が11,535冊増えておりますので、不明率はコンマ以下の単位ですが若干減っております。また昨年度11冊だった、厚田分館がゼロ、浜益分館が4から1冊に減っていることがこのことからわかります。全体では7冊減の、281冊ということが不明点数でございました。続きまして、19年度の、分類別館別、不明本一覧ですがこの表は図書館の十進分類法の分類によってあらわしております。内容はご覧のとおりでございますけど、芸術、文学、児童書が若干多くなっているかなという印象を受けます。芸術の分野の中には、絵画、漫画、音楽、演劇、映画、スポーツなどの本がありますし、また、文学は蔵書に占める割合が多く、芸術や文学は、どうしても例年紛失がございました。児童書の場合、幼児が絵本を貸出処理しないまま、本を抱えて母親と一緒に出てしまうことがございますし、小学生なんか又貸するというのもあって、不明になった例がこれまでもありました。ただ、不明と言うことで一つ一つどのように出されたかといことは私どもも把握できておりません。19年度不明調査、追跡調査結果ですけど、毎年の点検で不明になったものが戻ってくるのがこの追跡調査でわかっております。18年度点検の結果、288冊の不明点数の結果でございましたが、うち149冊は戻ってきて、結果的には139冊の不明と言うことでございました。この中身ですが、おそらくはっきり貸出処理をせずに持ち出した資料をご家族の方が返していただいているものを返していただいているものと考えております。今年度不明となった281点においても、この一年でかなりの点数が戻ってくることで、実際この点数はかなり少ないのではないかと考えております。この表の説明は、以上でございますが、今後においても作業の効率化をはかって蔵書の保全にも努力したいと思っております。以上でございます。

会長：はい。ただ今の報告に対してご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それではその他の方にうつらせていただきます。その他のことございますか

館長：ございません。

会長：次回の協議会などのご連絡がございましたら

副館長：本日の議事録は、事務局で作成し、皆様に一次原稿を送付させていただきます。ご自分の発言等をご確認、ご返信いただき、最終原稿を会長にご確認の上署名後、再び皆

様に発送させていただきます。次回の第3回協議会は2月か3月に予定しており、会長と打ち合わせの上、日程は皆様にご連絡差し上げたいと思います。

会長：それでは委員の皆様方から何かございますか。特にございませんか。ないようですので、今日は大変司会の方で、誤解を招くような発言等ございまして、1時間40分ほど費やしてしまいました。大変、司会のまずさ、改めて感じています。次回このようなことのないように、司会進行をしてみたいと思います。今日、大変重い案件でしたけど、皆様方のご意見いただいた内容を私のほうで、十分吟味して、答申を作成していきますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

平成20年1月30日

会議録署名委員

会長 塚本重見